

特別定額給付金の申請締め切りが迫っています

図地域づくり課 ☎73-6631

市では5月に特別定額給付金申請書類を全世帯に郵送し、申請を受け付けています。
 まだ申請がお済みでない人は、**8月11日(火)までに申請**してください(郵送申請の場合は**8月11日消印有効**)。
 締め切り後は、申請できませんのでご注意ください。
 申請は、申請書のほか本人(および代理人)の確認書類の写しおよび振込先の通帳を持参の上、最寄りの支所または地域づくり課(西有家庁舎)で申請してください。

- **給付対象者**
基準日(令和2年4月27日)時点で南島原市の住民基本台帳に登録されている人
- **受給権者**
給付対象者の属する世帯の世帯主

大切なお知らせ

特別定額給付金の基準日から申請前に亡くなられた単身世帯の人について、市の独自施策として新たに給付することといたしました。給付を希望される遺族の人は、**令和2年11月2日(月)までに地域づくり課**へ申し出てください。

おいしい南島原 元気に！食うポンキャンペーン実施中

図商工振興課 ☎73-6633



新型コロナウイルスに負けずに市内の経済活動を活性化させるため、飲食店で使える『食うポン券』を全市民へ配付し、おいしく食べて南島原の元気を取り戻すキャンペーンを実施しています。

- **期 間**…7月1日(水)～9月30日(水)
 - **対 象 者**
令和2年6月1日時点で南島原市の住民基本台帳に登録されている人
 - **内 容**
食うポン券[市民1人あたり2,000円分(500円×4枚)]を世帯ごとに配付
- ※まだ、食うポン券をお持ちでない人は…

- **注意事項**
 - ・食うポン券は現金への換金または金券の購入には利用できません。
 - ・食うポン券ご利用の際は、釣りは支払われません。
 - ・食うポン券の盗難または紛失による再発行はできません。

最寄りの支所または商工振興課(西有家庁舎)で、**8月31日(月)までに**交付申請してください。

ふるさと支え愛プロジェクト

図商工振興課 ☎73-6633 ☎859-2211 西有家町里坊96番地2
 Eメール:shoukoushinkou@city.minamishimabara.lg.jp FAX:82-3086

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が一変し困難な状況に直面している学生が笑顔で生活できるように市特産品を贈り、未来を担う若者をふるさと全体で支えます。

申込期限は8月31日(月)となっておりますので、該当するご家族がいらっしゃる場合は、早めにお申し込みください。

- **対 象 者**…市外に居住している短大、大学、大学院、専門学校、予備校などに通学している学生
 - **対象要件**…学生の年齢が18～30歳であり、家族が本市在住であること
 - **支援内容**…特産品詰め合わせセットを郵送します。
- ☑申込書に必要事項を記載のうえ、メール、ファックス、郵送などで申し込んでください。
 申込書は、市ホームページまたは右記QRコードからダウンロードできます。



新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援策

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

図こども未来課 ☎73-6652

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

【基本給付】

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などの人への給付(児童扶養手当法に定める「養育者」も含む)

- **支給対象者**…次の①～③のいずれかに該当する人
 - ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された人
 - ②公的年金を受給されていて、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている人(遺族年金、障害年金、労災年金、老齢年金、遺族補償など。過去に児童扶養手当の申請をしている場合、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される人)
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

- **支給金額**…1世帯あたり5万円、
第2子以降1人につき3万円

- **手続きなど**
 - ①の該当者…手続き不要(児童扶養手当を受給している口座に振り込み)事前に通知文書を送付します
 - ②、③の該当者…申請が必要です(※支給要件あり)

☑こども未来課または各支所で申請してください。

【追加給付】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人への給付

- **支給対象者**
基本給付の①または②の該当者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

- **支給金額**
1世帯あたり5万円

- **手続きなど**…申請が必要です(※支給要件あり)

☑こども未来課または各支所で申請してください。
 ※詳しくは、お問い合わせください。

中小・小規模事業者等事業継続支援金の申請はお済みですか

図商工振興課 ☎73-6633

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月と比較して売上げが20%以上減少した事業者の事業継続に必要な経費を支援する「中小・小規模事業者等事業継続支援金」の**申請受付は8月31日(月)まで**です。

まだ申請がお済みでない人は、期限内に商工振興課へ申請してください。

- **対 象 者**
南島原市内に住所を有する個人または主たる事務所を有する法人

● 支給金額

個 人	15万円
個人(従業員5人以上) ※事業主本人および同居の親族従業員を除く)	30万円
法 人	30万円

● 支給要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1カ月間の売上げが前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上げ高などが前年同期比で20%以上減少することが見込まれること

● ホール加算

前年度の売上金額が1,000万円以上で、昨年より売上げが50%以上減少した、200平方メートル以上のホール(宴会場など)を有する事業者に対し、ホールの面積に応じた額を加算します。

詳しくは、お問い合わせください。

